

## 四日市市部落差別の解消の推進に関する具体的方針

平成31年3月27日策定

「四日市市部落差別の解消の推進に関する基本方針」に基づく、部落差別の解消に関する施策を講じるための具体的方針を、以下のとおり策定します。

1. 部落差別に関する相談に的確に応ずるための、相談体制の整備・強化及び職員の資質向上
  - (1)人権センター及び人権プラザにおける相談業務を継続して実施し、相談事案の解決と相談者への支援に取り組みます。
  - (2)相談業務を通じて部落差別の実情を把握し、その解消を推進します。
  - (3)相談担当職員の資質向上と、関係機関との連携を強化するため、人材育成とネットワークの構築に取り組みます。
  - (4)相談体制にかかる人材育成とネットワークが有効に機能するよう、以下の施策に取り組みます。
    - ・総合的支援ができる相談スキル、知識の習得
    - ・相談記録の蓄積
    - ・ケース検討会議の実施
    - ・人権センターによる支援
  - (5)実態把握のほか、情報発信、政策提言など、相談体制の機能について、さらに整備・強化します。
  
2. 部落差別を解消するために必要な教育及び啓発の実施
  - (1)講演会や各種行事等を通じて効果的な啓発に努めます。
  - (2)自治会や人権・同和教育啓発推進団体等と協働・連携して人権・同和教育を推進し、啓発リーダーを養成します。
  - (3)「部落差別の解消の推進に関する法律」（以下、「法」という。）の実効性を高めるため、市民による法の認知率を高めるなど、法の周知・啓発を促進します。
  - (4)四日市市人権教育・啓発基本方針を見直し、改訂します。
  - (5)学校教育における人権教育推進計画および年間指導計画を精査し、部落問題の解決と結びつけた教育を推進します。
  - (6)学校教育における取り組みを強化するための人材育成を行うとともに、教材の作成支援および活用を促進します。
  - (7)教職員及び保護者の法の認知率および部落問題の解決に向けた学習実施状況を調査・分析し、新たな取り組みに活用します。
  - (8)企業における公正採用の推進など、差別解消に向けた取り組みを支援します。また、人権啓発企業連絡会への加入を促進し、啓発に努めます。
  - (9)低学力傾向の子どもたちの学力・進路保障や、若年層の就労支援など、教育・就労に係る取り組みを継続します。

- (10)市職員に対する啓発を進めるための研修を実施し、部落差別の解消に向けたさらなる取り組みを推進します。
- (11)情報化の進展に伴う部落差別に関する状況の変化を踏まえ、インターネット環境を活用した差別撤廃・人権教育の取り組みを推進します。

### 3. 今後の施策立案に活用するための、部落差別の実態に係る調査の実施

- (1)部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、国と協力し、法第6条に定める部落差別の実態に係る調査を実施します。
- (2)相談や教育・啓発など、さまざまな機会を活用して、部落差別の実態把握に努めます。
- (3)全市を対象として実施される市民人権意識調査を活用し、部落差別をはじめとするあらゆる差別の現状を把握するとともに、その解消のための取り組みにつなげます。
- (4)自治会や人権・同和教育啓発推進団体等との協働・連携から得られた情報の収集等を通し、部落差別の実態の把握に努めます。
- (5)多様な行政データを駆使し、先進的な取り組みを活かした差別の実態に係る調査・分析を行います。
- (6)情報化の進展に伴うインターネット上の部落差別の実態の把握に努め、関係機関と連携し、その解消のための取り組みにつなげます。